

淀川区子供会連合協議会会則

制 定 昭和49年7月22日

第1章 総 則

- 第1条 本会は、淀川区子供会連合協議会（略称 区子連）と称する。
- 第2条 本会は、事務所を淀川区民センター内におく。
- 第3条 本会は、区内子供達の心身両面における健やかな成長発達に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 子供達の健全育成に関する各種行事の実施
 2. 子供会の育成指導と啓発宣伝
 3. 子供会指導者の養成と指導技術の研修
 4. 子供会相互及び関係団体との連絡協調
 5. 子供会に関する調査研究並びに資料の収集
 6. その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

- 第5条 本会は、次のものをもって組織する。
1. 淀川区内の地域社会福祉協議会会長の認めた連合及び単位子子供会会員並びに指導者
 2. 青少年指導員校下代表者
 3. 学識経験者

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員をおく。
- 会長 1名、副会長 若干名、書記 2名、会計 1名
監事 2名、常任理事 若干名、理事 若干名

第7条

1. 会長、副会長、書記、会計及び監事は総会において選出する。常任理事、理事は、会員中より会長が選任する。
会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。書記は、本会のすべての会議並びに活動状況を記録し各会議等の通知をなす。会計は、本会の経理を処理する。監事は、本会の業務並びに経理状況を監査する。常任理事は、本会の目的達成のために必要な事項を企画立案する。理事は、目的達成のための諸事業を実施する。
2. 会長は、大阪市子供会連合協議会（略称市子連）の規約に従い区子連役員の中から、市子連の理事及び代議員を選任する。

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会に名誉会長をおき、淀川区社会福祉協議会長がこれにあたる。

第10条 本会に顧問、参与をおき、顧問は、淀川区長が、参与は、各地域社会福祉協議会長がそれぞれこれにあたる。

本会に相談役をおくことが出来る。相談役は、常任理事会にはかり会長これ

を委嘱する。

顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ又は意見を述べる事が出来る。

第4章 機 関

第11条 本会に次の機関をおき、それぞれの細則は別にこれを定める。

1. 互 助 会
2. 専 門 部

第5章 会 議

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総 会
2. 常任理事会
3. 理 事 会

第13条 総会は、年1回開催する。ただし、必要あるときは、臨時総会を開く事が出来る。

総会は、次の事項を議決する。

1. 事業報告、決算並びに事業計画、予算に関する事項
2. 役員を選任に関する事項
3. 会則の変更に関する事項
4. その他本会の特に重要と認められるものの運営に関する事項

第14条 総会は、次のものをもって構成する。

1. 役員、連合及び単位子供会代表者
2. 青少年指導員校下代表者

第15条 常任理事会は、次の事項を行なう。

1. 専門部会において企画立案された事項の審議決定
2. 総会に提出する資料の作成
3. その他必要な事項の審議決定

第16条 理事会は、次の事項を行なう。

1. 常任理事会において審議決定された事項の実施
2. その目的達成のための諸事業の実施

第17条 本会の会議は、すべて会長これを招集し議長となる。

議決は、出席者の過半数の同意を要し、賛否同数の場合は、議長これを決する。

第6章 加 入

第18条 本会に新たに加入しようとする連合及び単位子供会は、会則その他必要な書類をそろえて、地域社会福祉協議会長及び連合子供会代表者連名で申し込むものとする。

第7章 会 計

第19条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第20条 本会経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第21条 会費は、別に定めるところによる。

附 則

この会則は、昭和53年4月18日から施行する。

この会則は、平成14年4月17日から施行する。

淀川区子供会連合協議会専門部規約

制 定 昭和49年7月22日

第 1 条 淀川区子供会連合協議会の事業を積極的に推進するために、次の専門部をおく。

1. 指 導 研 修 部
2. 文 化 部
3. 体 育 部
4. 渉 外 広 報 部
5. 安 全 対 策 部

第 2 条 専門部長及び専門委員は、常任理事会にはかり、会長が委嘱する。

第 3 条 専門部長及び専門委員の任期は、淀川区子供会連合協議会役員の任期と同じとする。

第 4 条 本部は、次のそれぞれの事項についての企画立案にあたる。

1. 指導研修部
 - 子供会の育成指導に関する事項
 - 子供会指導者（ジュニアリーダー）の研修に関する事項
2. 文 化 部
 - 子供会の文化活動に関する事項
3. 体 育 部
 - 子供会のスポーツ、レクリエーション活動に関する事項
4. 渉外広報部
 - 渉外並びに他団体との連絡調整に関する事項
 - 子供会の研究調査・啓蒙宣伝・資料に関する事項
5. 安全対策部
 - 子供会の諸活動における事故防止と安全対策に関する事項

第 5 条 本部の会議は、次のとおりとする。

部 会

部会は、部長が招集しその議長となる。

決議は、出席者の過半数の同意を要し、賛否同数の場合は、議長これを決する。

第 6 条 会長、副会長、書記、会計、監事は、各部会に出席することが出来る。

(附 則) 本規約は、昭和49年7月22日から施行する。

本規約は、平成9年5月8日から施行する。

淀川区子供会連合協議会互助会会則

制 定 昭和49年7月22日

1. 目 的

子ども会活動を行なっていくうえで傷害又は病気を被ることは、細心の注意をはらっても、その発生を完全に防止できるものでなく、子ども会活動の大きな悩みとなっている。

そこで、不幸にして被害をうけた子どもや、指導者に対し、会員相互の互助により見舞金、弔慰金の給付をし、一層充実した子ども会活動に寄与することを目的とする。

2. 組 織

本会は、次のものをもって組織する。

- (1) 淀川区子供会連合協議会（以下区子連という）加入の子ども会会員全員
- (2) 子供会（単位子ども会を含む）指導者全員

3. 事 業

本会は、目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 見舞金の給付に関すること
- (2) 弔慰金の給付に関すること
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと

4. 給 付

給付は、子ども会活動中（単位子ども会活動を含む）に起因する傷害、病気により通院又は入院加療を必要とした場合並びに不幸にして死亡した場合のみに限る。

(1) 見 舞 金

見舞金は、通院又は入院加療を必要とした場合で原則として次の基準により給付するものとする。

ア 通 院

6日以上の通院加療に対し、6日目より1日につき1,000円を見舞金として給付する。

ただし、30,000円を限度とする。

イ 入 院

入院して45日間は、1日につき1,000円見舞金として給付する。

ただし、45,000円を限度とする。

ウ 入・通院併用

前項ア及びイの算出額を見舞金として給付する。

ただし45,000円を限度とする。

エ 骨折については、後記の審査委員会により、その見舞金給付について別途検討する。

(2) 弔 慰 金

弔慰金は、死亡した場合、100,000円を給付するものとする。

(3) 申請方法

見舞金については前記の該当加療期間経過後、弔慰金については事実発生後1ヶ月以内に地区連合子供会長は地域社協会長と連名のうえ、別紙申請書にて、互助会長に申請するものとする。

見舞金の申請については、11日以上入院加療を要したものは、必ず診断書を添付するものとする。

なお、通院または1日～10日までの入院加療を要したものについても審査の判定しがたいもののみ、診断書を添付させることがある。

弔慰金の申請書については、必ず死亡の事実が確認できる書類を添付するものとする。

(4) 給付の決定

給付の決定機関として審査委員会を置き、原則として申請のあった翌日から起算し、1ヶ月以内に審査委員会において、給付の決定を行ない、すみやかに給付するものとする。

5. きよ出金

(1) 一般会員

毎月4月1日現在の子ども会会員（指導者を含む）1人につき、年額20円を各地区連合でとりまとめ、区子連へ子ども会会員名簿（指導者を含む）を添付のうえ、5月末日までに納入する。ただし、途中で新たに転入により入会の場合は年間きよ出金を納入する。

退会の場合は、これを返還しない。

(2) 終身会員

1人年額20円を小学校、中学校卒業時点までの在学年数に乘じ、きよ出金を一括納入する。

退会の場合はこれを返還しない。

(3) 特別事業参加者

第2条に規定する者以外で、区子連事業に参加する者は、一事業につき100円を納入する。

6. 効力の発生

区子連（事務局 淀川区民センター）へきよ出金未納の場合は、本会の適用外とし、きよ出金を納入した時点から、本会の適用を受けるものとする。ただし、きよ出金を郵送した場合には、その消印をもって納入月日にかえるものとする。

7. 役員

本会に次の役員をおく。

会 長	1名、	副会長	若干名、	書 記	2名
会 計	1名、	監 事	2名、	常任理事	若干名
理 事	若干名				

会長は、区子連会長を、副会長は、区子連副会長を、書記は、区子連書記を、会計は、区子連会計を、監事は、区子連監事を、常任理事は、区子連常任理事を、理事は、区子連理事を、各々あてる。

8. 役員の仕事

会長は、本会を代表し、会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。書記は本会のすべての会議並びに運営状況を記録し、各会議の通知をする。会計は、本会の経理を処理する。監事は、本会の業務並びに経理状況を監査する。常任理事は、本会の目的達成に必要な事項の企画立案をする。理事は、本会の目的達成のために運営をする。

9. 役員の仕事

区子連役員の仕事と同じとする。

10. 会 議

本会の会議は、次のとおりとする。

総会・常任理事会・理事会・審査委員会

(1) 総会は、区子連総会を、常任理事会は、区子連常任理事会を、理事会は、区子連理事会をもって、これにかえる。

(2) 審査委員会

この会に次の委員をおく。

審査委員会 1名 審査委員 若干名

審査委員会は、会長を、審査委員は、副会長をあてる。

審査委員会は、給付の決定機関であって、必要に応じ、審査委員長が招集し、その議長となる。

給付の決定は、出席者の過半数の同意をもって、これを決す。賛否同数の場合は、議長これを決す。

11. 経 費

本会の経費は、きよ出金及びその他の収入をもってこれにあてる。

12. 会 計 年 度

本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

13. 会則の改正

本会則の改正は、総会において出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

- (附 則) 本会則は、昭和53年4月18日から施行する。
本会則は、昭和57年4月13日から施行する。
本会則は、昭和59年4月27日から施行する。
本会則は、平成3年5月17日から施行する。
本会則は、平成4年4月20日から施行する。
本会則は、平成14年4月17日から施行する。

淀川区子供会運営要領

1. 趣 旨

子供会は、子供達の健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に必要な活動を行ない、やがては社会の良きにない手として必要な知識及び態度を学びしめるところにある。子供会の果たす役割の重要性を認識し、更に充実した活動を展開するためここに運営要領を設ける。

2. 組 織

子供会の組織は、その区域の社会福祉協議会（以下社協という）に属し、会員、育成者、指導者によって組織する。

- (1) 会 員 会員は原則として、その区域に居住する義務教育在学中の子供のうち子供会の目的に賛成するものを会員とする。
- (2) 育 成 者 育成者は子供会に理解をもち、会の健全な成長発展を促進するため、育成活動を行なうものとする。
- (3) 指 導 者 指導者は子供会活動に理解をもち、会の事業活動について指導、助言を行なうものとする。
- (4) 区 域 区域は、その地区の社協の組織単位をもって単位とする。
 - ア、概ね、町（丁目）の区域をもって町子供会を組織する。
 - イ、地区（概ね小学校下単位）をもって地区連合子供会を組織する。
 - ウ、区の区域をもって、区連合協議会を組織する。
- (5) 名 称 名称は概ねその区域の社協の冠する名称をもちいる。
 - ア、町子供会の名称は当該町（丁目）名を冠し、淀川区〇〇連合〇〇子供会と称する。
 - イ、地区子供会は地区名を冠し、淀川区〇〇連合子供会と称する。
 - ウ、区子供会の名称は、淀川区子供会連合協議会と称する。
- (6) 業 務
 - ア、町子供会は、子供会活動の単位として地区子供会との連絡調整及び事業運営に当る。
 - イ、地区連合子供会は町子供会を統括し、区子供会連合協議会との連絡調整を図り事業運営の計画、指導並びに実施に当る。
 - ウ、区子供会連合協議会は、地区連合子供会及び市子供会連合協議会との連絡調整を図り、事業運営の審議、研究、計画、指導並びに実施に当る。
- (7) 役 員
 - ア、町子供会の役員は、区域町社協会長の推挙またはその他による。
 - イ、町子供会に会員中より子供委員を選出する。
 - ウ、地区連合子供会の役員は、区域連合社協会長の推挙または町子供会長会の推せんによる。
 - エ、区子供会連合協議会の役員は、地区連合子供会長、単位子供会長、及び指導者、青少年指導員校下代表、学識経験者をもって組織する。
 - オ、各子供会は、区域社協会長を子供会名誉会長に、区域社協役員並びに関係団体長を子供会参与、顧問等に推挙するものとする。

カ、青少年指導員は、各区域の子供会の事業活動の指導に当るものとする。

3. 運営並びに事業活動

(1) 財 源 子供会運営のための経費は、社協からの助成金、その他寄付金等をもってこれを充てる。

(2) 運営方法

ア、子供会の運営は、子供達が会員としての自覚を高め、みんなの子供会であることを認識し、子供委員を中心にみずから進んで自分達の手で行なえるようにする。

イ、子供会は未熟な子供の集まりであるから、おとなが育成者や指導者として、子供達の活動に対し、協力援助、指導に当り正しい方向を示す。

ウ、子供会の活動は、子供達の意見や希望を取り入れたものであり、あくまでもおとなの一方的な押しつけであってはならない。

(3) 事業活動 子供達の欲求、関心や、子供の成長発達をうながすうえから、次のような活動が考えられる。

ア、社会的なもの

社会的行事活動	ひな祭り、七夕祭り、クリスマス、新年会等
奉 仕 活 動	道路清掃、老人ホーム訪問など
安 全 活 動	交通安全教室、自転車教室、救急法など

イ、文化的なもの

芸能文化活動	歌、人形劇、音楽会、映画会など
創 作 活 動	写生、工作、作品展など

ウ、体育的なもの

ス ポ ー ツ 活 動	ラジオ体操、バレーボール、バドミントン、ソフトボール、キックベースボール、卓球など
野 外 活 動	キャンプ、ハイキング、サイクリング、オリエンテーリングなど
レクリエーション活動	フォークダンス、ゲームなど

このほかに、広報活動、施設見学なども考えられる。